

# 働き方改革の専門家を**無料**で派遣します！

【豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣制度】

**アドバイザー**が経営者や  
担当者の皆様をサポートします

## 働き方改革関連法への対応として

- ◆ 就業規則・規定の見直し
- ◆ 業務の効率化による残業の削減

## 人材確保・定着のために

- ◆ 求職者に選ばれる  
魅力ある職場づくり
- ◆ 従業員満足度、帰属意識の向上
- ◆ 女性、高齢者、障がい者、  
外国人など多様な人材の採用

## 働き方改革を進めるための 助成金の活用

仕事と育児や介護、  
病気治療などとの両立に向けて  
◆ 社内制度や公的支援の周知と  
上手な活用の仕方

働きやすい職場環境づくりとして  
◆ あらゆるハラスメントの防止  
◆ 心身の健康の向上  
◆ キャリア形成に関する意識啓発

同業者や経営者層の団体  
労働組合などの啓発事業として

社内研修やセミナーに  
専門家が**講師**として伺います

**ご利用の流れ**    ご利用いただけるのは豊田市内の事業所です。企業の場合は中小企業に限ります。

- ①申請書（裏面 様式第1号）をFAXかEメール、郵送、または電話で実施希望日の2週間前までに  
お申し込みください。
  - ②相談内容、研修テーマなどに応じ、「豊田市働き方改革アドバイザー・講師」を派遣します。
  - ③実施後、事前にお送りする実施報告書（様式第2号）をご提出ください。
- ※申請書（様式第1号）、実施報告書（様式第2号）は、豊田市HPからもダウンロードできます。

**ここがポイント** ～さまざまなお相談・ご要望にお応えします～

- ◆アドバイザー・講師の派遣は**無料**です。
- ◆社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタント、  
産業カウンセラーなどの資格を持つアドバイザーが、それぞれの  
専門性を活かしながらサポートします。
- ◆1事業所あたり、最大8時間までご利用が可能です。  
1回あたり、最低1時間の利用からご検討ください。

申込み・問合せ

豊田市役所 産業部 ものづくり産業振興課 労政担当

〒471-8501 豊田市西町 3-60（豊田市役所西庁舎7階）

電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp

イメージ



登録アドバイザーの情報は、豊田市HPに掲載  
している「働き方改革アドバイザーデータベース」  
でご覧になれます。

